

高齢者のための在宅生活支援サービス

高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活を送れるよう、必要な支援を行っています。サービスを利用するときは、その必要性を各事例ごとに地域ケア会議で協議します。利用者負担金は、サービスによって異なります。

介護予防生活 支援サービス

① 配食サービス

調理が困難な独居高齢者などに、昼食を各家庭まで届けるほか、本人の安否確認を行います。

② 生活支援ヘルパー派遣

生活支援ヘルパーを派遣し、高齢者の日常生活、家事などを支援します。

③ 生きがいデイサービス

家に閉じこもりがちな高齢者に、松前町総合福祉センターなどで、日常動作訓練、レクリエーションなどのサービスを提供します。

④ 自立ショートステイ

介護保険サービスを受けていない要援護高齢者に、一時的に特別養護老人ホームなどで宿泊してもらい、生活を援助します。

⑤ 日常生活用具給付

心身機能の低下により、日常生活に不安のある独居高齢者などに、電磁調理器、火災警報器などの生活用具を給付します。

⑥ 緊急通報体制整備

独居高齢者などの安否確認や相談のほか、急病などの緊急時に備え、緊急通報装置を貸与します。

⑦ 老人福祉電話貸与

緊急通報装置の設置において、電話機の設置が難しい高齢者の場合に、電話機を貸与して連絡手段を確保します。

家族介護 支援サービス

① 家族介護用品の支給

要介護度4・5程度の高齢者を介護していて、町民税非課税の家族に介護用品（オムツなど）を現物支給します。

② 在宅寝たきり老人等介護手当支給

寝たきりや重度の認知症の高齢者を自宅で介護していて、町民税非課税の家族に対し、介護手当を支給します。



地域包括支援センターは、高齢者とその家族の在宅介護に関する総合的な相談を受け付け、必要なサービスを受けるための連絡や調整などを行っています。

また、地域の最寄りの相談窓口として、在宅介護支援センターを設置しています。お気軽にご利用ください。

● 松前町地域包括支援センター	☎ 985-4205
松前町在宅介護支援センター	
みどり（筒井 710-1）	☎ 985-2121
鶴寿荘（鶴吉 635-1）	☎ 985-0405
菜の花（神崎 578-1）	☎ 984-7366
エンゼル（北川原 33-1）	☎ 984-6407
のどか（北黒田 173-1）	☎ 961-6353

町営住宅の入居者を募集します

▼対象者

- ① 町内に1年以上住んでいること
- ② 同居する親族（婚姻関係と同様の事情にある人や近く婚約する人を含む）がいること。家族を故意または不自然に分割、合併する世帯は申し込みできません。
- ※ 次のいずれかに該当する人は単身入居を認めません。
 - ・ 60歳以上の者
 - ・ 身体障がい者（手帳1〜4級）
 - ・ 生活保護者など
- ③ 入居しようとする世帯員の収入月額合計が、条例の基準内（一般世帯15万8千円）であること
- ④ 現在、住宅に困窮していることが明らかでないこと
- ⑤ 市町村税を滞納していないこと
- ⑥ 暴力団員でないこと
- ⑦ 町営住宅の明け渡しを求められたことがないこと
- ⑧ 入居契約時に家賃3カ月分の敷金を納められること
- ⑨ 入居契約時に次の条件を全て満たす2人の連帯保証人がいること
 - ・ 町内に住んでいること
 - ・ 入居申込者と同程度以上の収入があること
 - ・ 保証人同士が別世帯であること
- ・ 市町村税を滞納していないこと

▼家賃

毎年度、入居者の所得状況などから算定します。
 ※ 毎年度、世帯全員の所得証明書の提出が必要となります。

▼申し込み方法

まちづくり課で交付している申込書に、次の書類を添えて申し込んでください。
 ・ 世帯全員の住民票の写し（本籍地と続柄が記載されたもの）
 ・ 平成27年度（26年中の所得）の所得証明書
 ・ 市町村税の完納証明書
 ・ 市町村税の交付・受付期間

▼申込書の交付・受付期間

6月1日（月）〜15日（月）
 執務時間中

▼募集する住宅について

- ・ 入居できるのは、9月以降となる見込みです。
- ・ 江川住宅と改良住宅には浴室がありませんが、浴槽・風呂釜は設置されています。給湯設備は入居者負担となります。
- ・ 平松住宅のテレビ用アンテナは、入居者負担となります。
- ▼ 申込先・問い合わせ先
 まちづくり課町営住宅係
 ☎985-4122

公共下水道事業変更認可図書の縦覧について

平成27年3月20日に、松山広域都市計画下水道事業計画変更申請（松前公共下水道）が認可されました。

この計画を基に、引き続き下水道の普及に向けて工事を行います。

認可図書の縦覧を希望する人は、上下水道課にお越しください。
 ☎985-4126

思いやり ゆとりは無事故へ つづく道 春の全国交通安全運動

5月11日から20日まで、「子どもと高齢者の交通事故防止」を基本に、春の全国交通安全運動が行われます。一人一人が思いやりとゆずりあいの心を持って、悲惨な交通事故を防止しましょう。

◆重点1

自転車の安全利用の推進

- 次の5つを守りましょう。
 - ① 車道が原則、歩道は例外
 - ② 車道は左側を通行
 - ③ 歩道は歩行者を優先し、車道寄りを行
 - ④ 安全ルールを守る
 - ・ 飲酒運転、二人乗り、並進禁止
 - ・ 交差点の信号遵守と一時停止、安全確認
 - ⑤ 子どもはヘルメット着用

◆重点2

全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

自動車に乗るときは、運転席はもちろん、助手席、後部座席もシートベルトを締めましょう。チャイルドシートについても、正しく設置して、子どもの大切な命を守りましょう。

◆重点3

飲酒運転の根絶

飲酒運転は犯罪です。お酒を飲めた人や同乗者も罪に問われることがあります。「地域」「家庭」から飲酒運転を根絶しましょう。

☎町民課コミュニティ係

☎985-4228

	募集住宅名	住所	階層	部屋数	浴室	トイレ	駐車場	家賃
1	平松住宅 146号	浜 880	3階	2K	なし	水洗	なし	5,000〜22,000円
2	平松住宅 154号	浜 880	2階	2K	なし	水洗	なし	5,000〜22,000円
3	平松住宅 159号	浜 880	3階	2K	なし	水洗	なし	5,000〜22,000円
4	江川住宅 117号	筒井 1260	1階	3DK	あり	水洗	なし	13,100〜36,000円
5	江川住宅 215号	筒井 1260	3階	3DK	あり	水洗	なし	12,400〜34,000円
6	江川住宅 304号	筒井 1260	4階	3DK	あり	水洗	なし	10,500〜30,700円
7	江川住宅 312号	筒井 1260	4階	3DK	あり	水洗	なし	10,500〜30,700円
8	江川住宅 316号	筒井 1260	4階	3DK	あり	水洗	なし	10,500〜30,700円
9	江川住宅 404号	筒井 1260	4階	3DK	あり	水洗	なし	11,100〜28,600円
10	改良住宅 5-3号	筒井 1253	2階	3DK	あり	水洗	なし	17,000円

犬・猫の不妊や去勢手術を助成します

飼い犬・猫の不妊去勢手術の費用を助成します。

▼補助対象

- ① 平成27年4月1日〜28年3月31日までに手術をしていること
- ② 飼い主が町内在住であること
- ③ 動物取扱業を行う飼い主でないこと
- ④ 犬の場合は、登録を行い、27年度の狂犬病予防注射済票を交付されているか、27年度中に予防接種を受けていること
- ⑤ 町税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を滞納していないこと

▼補助件数

犬・猫合わせて先着130頭

▼申請方法 手術終了後、次の書類を提出してください。
 ① 補助金交付申請書
 ② 補助金請求書
 ③ 税情報等開示同意書
 ※ 郵送での申請は受け付けませんので、窓口までお越しください。
 ※ 申請書などは町民課にあるほか、町ホームページからダウンロードできます。

▼手術費の助成方法

提出書類を確認し、助成を決定した場合に、指定口座に補助金を振り込みます。

▼受付期間

28年3月31日まで

▼申請先・問い合わせ先

町民課生活環境係
 ☎985-4117

どうして不妊や去勢手術をするの？

不幸な犬猫を増やさないため
 手術を行うと妊娠する（させる）ことがなくなり、望まぬ生まれてくる犬猫を減らすことができます。

犬猫の疾病などの予防のため
 生殖器の手術を行うため、性ホルモンに関連した疾病を防止したり、性ホルモンによって誘発される発情徴候などの問題行動を防止したりする効果があります。

※ 手術は動物に負担をかけることとなります。事前によく先生と相談してから行うようにしましょう。

4月1日～6月30日 大麻・けし撲滅運動実施中 植えてはいけない「けし」に注意

「けし」には植えることが禁止されている種類があり、その特徴は次の通りです。町内でも発見されていますので、見かけた場合はすぐに除去するかご連絡ください。

- **アツミゲシ(セティゲルム種)**
 - ・花は薄紫色で、花びらは4枚
 - ・草丈は50～100センチ程度
 - ・葉、茎、つぼみの外観は緑色
 - ・上部の葉は柄がなく、その基部は茎を抱き込むような形



- **ケシ(ソムニフェルム種)**
 - ・花は桃色の八重咲きが多いが、一重咲きもある
 - ・草丈は100～160センチ程度
 - ・葉、茎、つぼみなどの色はキャベツ葉のようで、葉は互い違いに茎につく。上部の葉は柄がなく、その基部は茎を抱き込むような形



● 中予保健所企画課医療対策係
☎909-8755

農家の皆さんへ 周りに配慮した田畑の野焼きを

田畑の稲わら、麦わらなどの野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で焼却禁止の例外となっております。焼却を行うときは次の点に配慮して行いましょう。

- **周りに配慮**
 - ・近所の人に声を掛けてから焼却を行うようにする。
 - ・風が強い日や空気が乾燥している日は中止する。
- **風向きを十分に考慮して行う。**
- **焼却中の注意事項**
 - ・焼却中は水バケツなどを用意し、そばを離れないようにする。
 - ・焼却後は、火が消えたことを必ず確認する。

● 産業課農業振興係
松前消防署
☎985-4119
☎984-3404

まさき農園利用者募集

野菜、花などの栽培を通じて自然と触れ合い、農業に理解を深めてもらうため、まさき農園を開設しています。

- **利用期間**
契約日(平成28年3月31日まで(以後1年ごと)に更新)
- **利用資格**
町内在住の人(1世帯1区画)
- **利用方法**
できるだけ農業、化学肥料を使わない栽培方法(有機栽培)とし、果樹などの永年作物の栽培は不可とします。
- **賃借料** 年間5千円
- **貸付期間** 途中から利用の場合は月割となります。

- **募集区画数**
4区画(1区画30㎡)
- **申し込み方法**
産業課にある「まさき農園利用申込書」に記入、押印(シャチハタ不可)して提出してください。
- **締め切り** 5月29日(金)
- **申込先** 産業課農業振興係
☎985-4119



生ごみの水切りで家計と地球に優しく

町内の各家庭から排出される可燃ごみは年間4700トンで、その多くを生ごみが占めています。この生ごみを手軽に、効果的に減らせる方法が「水切り」です。

例えば、麦茶パックを一絞りすると、約10グラム減量することができ、1人1回では大きな効果は出ませんが、町内の1万3000世帯の皆さんが1日に3回、1年間継続すると年間142トン以上の効果が生まれます。

ごみを減らすと、ごみの運搬や燃焼にかかる費用が抑えられるだけでなく、二酸化炭素の排出も減り、家計にも地球にも優しい環境が育まれていきます。



子ども環境学園で麦茶パックの水切りを行う子どもたち

一人一人が「捨てる前の一手間」を心掛け、生ごみを減量させましょう。
● 町民課ごみ対策係
☎985-4117

郷土を美しくする清掃を行います

6月6日(土)
9時～

(雨天時は6月20日(土))

塩屋海岸、北黒田・新立海岸、松前港内港 行政区の指定場所など

本年度も、町内の海岸、公園、道路など公共の場所にあるごみ、空き缶や雑草などを取り除く「郷土を美しくする清掃」を行います。

この清掃は、昭和45年から続き、本年度で46回目を迎えます。近所や事業所の周りもあわせて清掃して、私たちの町を私たちの手で美しくしましょう。

● 町民課ごみ対策係
☎985-4117



松前町町制施行60周年記念 松前町をひまわりと笑顔でいっぱいしよう

みんなで町制60周年をお祝いするため、各家庭で町の花「ひまわり」を育て、記録に残して、町をひまわりと笑顔でいっぱいにしませんか。

1 ひまわりの種の無料配布

ひまわりの種を5月号の広報と一緒に各家庭へ配布します。庭先などで育て、町をひまわりの花で彩りましょう。なお、今年は種を全世帯に配布するため毎年行っている苗の配布はありません。



2 育てたひまわりの写真を募集

各家庭で育てたひまわりの写真を募集します。写真は9月末まで役場ロビーに展示する予定です。

● **応募方法** カメラやスマートフォンで撮影し、L判か2L判に印刷して郵送してください(写真は返却できません)。※育てたひまわりが写っていれば、人や物が入っていてもかまいませんが、必ず了承は得てください。

● **締め切り** 8月31日(月)



【①②共通 問い合わせ・写真送付先】
〒791-3192 伊予郡松前町大字筒井 631 番地
総務課企画政策係 ☎985-4103

障がいのある人の 自動車税・軽自動車税を減免します

自動車税または軽自動車税を（1台に限り）減免します。

▼対象 障がい者本人が所有する自動車（18歳未満または療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を持つている人は、その人と生計を一にする家族の所有車も含む）を次のいずれかの人が運転する場合

- 障がい者本人
- 障がい者と生計を一にする家族
- 障がい者だけの世帯の障がい者を常時介護する人

▼減免の対象となる障がいの範囲
左表のとおり

▼申請に必要なもの
【自動車税・軽自動車税共通】
①各種手帳②運転免許証③納税通

知書④印鑑（シヤチハタ不可）

【自動車税】
①自動車検査証②生計同一者が常時介護者が運転する場合は①生計同一証明書か常時介護証明書②通学・通園・通所証明書、通院証明書か通勤・生業証明書（いずれも条件あり）※戦傷病者手帳を持っている人はお問い合わせください。

※軽自動車税は、納税通知書が届いてから申請にお越しください。

▼申請期限 5月25日（月）

▼申請先
（自動車税）県中予地方局課税課
自動車税担当 ☎909-8754
（軽自動車税）税務課町民税係
☎985-4110

◎身体障がい者手帳の区分

障がいの区分	本人が運転	生計同一者、常時介護者
視覚障がい	1級～4級	
聴覚障がい	2級・3級	
平衡機能障がい	3級	
音声機能、言語障がい又はそしゃく機能の障がい	3級 (喉頭摘出だけ)	
上肢不自由	1級・2級	
下肢不自由	1級～6級	1級～3級
体幹不自由	1～3級・5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級・2級
	移動機能	1級～6級
心臓機能障がい	1級・3級	
じん臓機能障がい		
呼吸器機能障がい		
ぼうこう又は直腸の機能障がい		
小腸の機能障がい	1級～3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		
肝臓機能障がい		

◎療育手帳の区分 A判定

◎精神障がい者保健福祉手帳の区分 1級

特設人権相談所を開設します

6月1日は「人権擁護委員の日」です。差別待遇、暴行・虐待、いじめ、プライバシーの侵害など人権問題でお困りの人は気軽に相談ください。相談は無料で、秘密は厳守します。

《特設人権相談所》

▼日時 6月1日（月）10時～17時

▼場所 文化センター 2階第2研修室

▼相談担当者
松前町人権擁護委員

▽平井章能さん、大西克彦さん、田中安男さん、武智和孝さん、水本論さん、松田雅子さん

《電話相談》

▼日時 6月1日（月）9時～21時

▼相談担当者 人権擁護委員、法務局職員

▼電話番号 ☎0120-4591737（フリーダイヤル）

◎社会教育課人権教育係
☎985-4135

毎年5月12日は民生委員・児童委員の日、5月12日（火）～18日（月）は活動強化週間です。

「広げよう地域に根ざした思いやり」

民生委員・児童委員にご相談ください

一人で悩まないで、「誰かに話してみたい」と思ったら、ぜひお近くの民生委員に相談してください。例えば・・・

介護	子育て不安	生活費
配食	不登校	住居
生活の悩み	いじめ・非行	年金・保険

担当民生委員・児童委員のお問い合わせは、松前町社会福祉協議会（☎985-4144）まで。

学生納付特例制度について

学生納付特例制度は、20歳になつて国民年金に加入したものの、所得が少なく保険料の納付が難しい学生が、申請を行うことで納付期間が猶予される制度です。

ただし、承認された期間は、将来受け取る老齢年金額の対象期間に含まれないため、受給額が減額されます。減額分は、追納制度を利用して、満額に戻すことが可能です。詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

※この制度で「学生」は、大学（院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、一部の海外大学の日本分校に在学する人で、夜間・定時制・通信課程の人も含みます。

▼審査の方法 一般の免除申請と違い本人の所得のみで審査します。

▼手続きについて 年金手帳、学生証（有効期限記載のもの）か在学生証明書、印鑑（シヤチハタ不可）を持って、町民課か松山西年金事務所まで申請してください。

▼手続きの簡素化 前年度に学生納付特例制度の承認を受け、ハガキ様式の申請書が届いた人は、必要事項を記入してポストに投函すると、学生証や在学生証明書を添付せず継続のための申請ができます。

◎町民課住民係
☎985-4106
☎925-5175

平成27年度 子ども支援教育相談

県教育委員会では、発育や発達に不安のある幼児、児童や生徒の保護者を対象に、養育や教育についての相談活動を行っています。

▼日時 6月30日（火）

▼会場 愛媛県総合社会福祉会館
申し込み方法 在籍する幼稚園、保育所、小・中学校か学校教育課へ所定の用紙を提出してください。※所定の用紙は提出先にあります。詳しくはお問い合わせください。

▼締め切り 5月末日

◎学校教育課学校教育係
☎985-4134

「守ろう人権 なくそう差別」 2015 明るい人権の町づくり大会

- ◎日時 5月9日④13時30分～（受け付け13時～）
- ◎会場 松前総合文化センター広域学習ホール
- ◎内容 開会行事（13時30分～）
義農太鼓演奏 松前小学校の皆さん
記念講演
講師 羽衣国際大学教授・タレントにしゃんたさん
「～違いを楽しみ、力に変える～
多文化共生“新”時代」
※手話と要約筆記がつかます。
閉会行事（16時15分～）
- ◎参加費 無料

※無料託児あります。希望者は事前に社会教育課へ。



◎講師紹介
にしゃんたさん

スリランカ出身。羽衣国際大学教授を務める傍ら、テレビ、講演や執筆活動も行い、幅広く活躍している。

茶目つ気たつぷりの明るいキャラクターに加え、自身の体験を踏まえたユーモアあふれる話は、関西を中心に人気を呼んでいる。

◎社会教育課人権教育係 ☎985-4135